



埼玉県発行

目次

管理規程

○埼玉県企業職員給与規程等の一部を改正する規程

(公営企業・総務課)

○埼玉県病院局職員給与規程等の一部を改正する規程

(経営管理課)

告示

○集束イオンビーム加工観察装置の入札に関する公示

(入札執行課)

○ネットワークアナライザの入札に関する公示

(入札執行課)

○フライス盤の入札に関する公示

(入札執行課)

○電子線マイクロアナライザの購入に係る随意契約の公示

(入札執行課)

○鳥獣保護区の更新

(自然環境課)

○鳥獣保護区の更新

(自然環境課)

○鳥獣保護区の更新

(自然環境課)

○特定猟具使用禁止区域の指定

(自然環境課)

○大規模小売店舗の変更に関する公示

(商業支援課)

○測量法に基づく公共測量の実施

(用地課)

○大規模小売店舗の変更に関する公示

(商業支援課)

○測量法に基づく公共測量の実施

(用地課)

○大規模小売店舗の変更に関する公示

(商業支援課)

○測量法に基づく公共測量の実施

(用地課)

○大規模小売店舗の変更に関する公示

(商業支援課)

○雨水流出抑制施設の告示

(河川砂防課)

○宅地建物取引業者の聴聞

(開発指導課)

○警察ネットワーク用グループウェアサーバーの貸借に係る落札者の公示

(会計課)

○職員情報総合管理システム用サーバ等の貸借に係る落札者の公示

(会計課)

○警察ネットワーク接続用端末装置等の貸借に係る落札者の公示

(会計課)

○ヘリコプターテレビシステムの貸借に係る落札者の公示

(会計課)

○埼玉県公営企業管理規程第十六号

(経営管理課)

○埼玉県公営企業職員給与規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年十月二十七日

埼玉県公営企業管理者 樋口和男

埼玉県企業職員給与規程の一部改正

(埼玉県企業職員給与規程(昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第一条 埼玉県企業職員給与規程(昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第二条の三の表を次のように改める。

管理規程

○特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

(農総研水田農業研究所)

○開発行為に関する工事の完了公告

(熊谷建築安全センター)

○越谷建築安全センター

(越谷建築安全センター)

○埼玉県病院事業管理規程第九号

(経営管理課)

中訂正

正誤

三三

三四

三五

三六

三六

三五

三六

三六

三六

三六

三六

三六

三六

三六

三六

三六

三六

三六

三六

三六

三六

三六

三六

三六

号給	給料月額 円
1	376,000
2	425,000
3	478,000
4	544,000
5	621,000
6	726,000
7	850,000

第十四条中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第2条関係)
企業職給料表(一)

職員の 区分	職務の級 号給	給料月額									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	1	135,600	155,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700	467,500	532,800
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	416,200	470,600	536,000
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,700	473,700	539,200
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	421,200	476,800	542,400
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,600	423,500	479,800	545,600
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	379,200	425,900	482,900	548,100
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,800	428,300	486,000	550,600
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	384,400	430,700	489,100	553,100
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	387,000	433,000	492,100	555,600
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,700	435,300	495,200	557,500
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	392,400	437,600	498,300	559,300
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	395,100	439,800	501,400	561,200
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,700	442,000	504,400	563,000
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	400,000	444,000	506,800	564,500
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	402,400	446,000	509,200	566,000
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,800	448,000	511,600	567,500
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,700	407,100	450,000	514,100	569,000
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,700	409,200	451,800	515,600	570,200
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,700	411,300	453,600	517,100	571,400
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,700	413,400	455,400	518,600	572,600
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,800	415,500	457,200	519,800	573,800
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,700	417,500	458,700	521,300	575,000
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,700	419,500	460,200	522,800	576,200
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,700	421,500	461,700	524,300	577,400
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,700	371,800	423,600	463,200	525,600	578,600
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,700	373,800	425,200	464,600	526,800	579,800
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,700	375,800	426,800	466,000	528,000	581,000
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,700	377,800	428,400	467,400	529,200	582,200
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,600	379,800	430,100	468,600	530,400	583,400
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,500	381,700	431,400	469,400	531,300	584,600
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,400	383,600	432,700	470,200	532,200	585,800
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,300	385,500	434,000	471,000	533,100	587,000
	33	185,800	242,100	282,700	328,600	357,200	387,300	435,300	471,800	534,000	588,200
	34	187,300	243,600	284,600	330,600	359,000	389,000	436,600	472,600	534,900	589,400
	35	188,800	245,100	286,500	332,700	360,800	390,700	437,900	473,400	535,800	590,600

36	190,300	246,700	288,400	334,800	362,600	392,400	439,100	474,200	536,700	77	233,000	292,500	340,200	380,500	397,800	425,100
37	191,600	248,000	290,100	336,700	364,500	394,100	440,400	475,000	537,600	78	233,800	292,900	340,700	381,100	398,500	
38	192,900	249,600	291,900	338,700	365,900	395,300	441,300	475,800	538,500	79	234,600	293,300	341,200	381,700	399,200	
39	194,200	251,200	293,700	340,700	367,400	396,500	442,200	476,600	539,400	80	235,400	293,700	341,700	382,300	399,900	
40	195,500	252,800	295,500	342,700	368,900	397,700	443,100	477,400	540,300	81	236,100	294,000	342,200	383,000	400,400	
41	196,900	254,200	297,400	344,600	370,400	398,900	443,900	478,200	541,200	82	236,800	294,400	342,700	383,600	401,100	
42	198,200	255,600	299,100	346,500	371,600	400,100	444,700	479,000		83	237,500	294,800	343,200	384,200	401,800	
43	199,500	257,000	300,800	348,400	372,800	401,300	445,500	479,700		84	238,200	295,200	343,700	384,800	402,500	
44	200,800	258,400	302,500	350,300	374,000	402,500	446,300	480,500		85	239,000	295,500	344,200	385,500	403,000	
45	202,000	259,700	304,200	352,200	375,000	403,500	447,100	481,300		86	239,700	295,900	344,700	386,100		
46	203,300	261,100	305,900	353,800	375,900	404,200	447,900			87	240,400	296,300	345,200	386,700		
47	204,600	262,500	307,600	355,400	376,800	404,900	448,700			88	241,100	296,700	345,700	387,300		
48	205,900	263,900	309,300	357,000	377,700	405,600	449,500			89	241,900	297,000	346,100	388,000		
49	207,100	265,200	310,800	358,700	378,700	406,400	450,100			90	242,400	297,400	346,600	388,600		
50	208,200	266,400	312,400	359,900	379,500	407,100	450,900			91	242,900	297,800	347,100	389,200		
51	209,300	267,700	314,000	361,100	380,300	407,800	451,700			92	243,400	298,200	347,600	389,800		
52	210,400	269,000	315,600	362,300	381,100	408,500	452,500			93	243,700	298,400	347,900	390,500		
53	211,600	270,100	317,300	363,300	382,000	409,300	453,100			94	248,800	298,800	348,400			
54	212,600	271,400	318,900	364,400	382,700	410,000	453,900			95	249,200	299,200	348,900			
55	213,600	272,700	320,500	365,400	383,400	410,700	454,700			96	249,600	299,600	349,400			
56	214,600	274,000	322,100	366,500	384,100	411,400	455,500			97	249,800	299,800	349,700			
57	215,400	275,200	323,600	367,400	384,800	412,100	456,100			98	300,200	350,200				
58	216,400	276,300	324,800	368,100	385,500	412,800	456,900			99	300,600	350,700				
59	217,300	277,400	326,000	368,800	386,200	413,500	457,700			100	301,000	351,200				
60	218,300	278,500	327,200	369,500	386,900	414,200	458,500			101	301,200	351,500				
61	219,200	279,700	328,300	370,100	387,400	414,800	459,100			102	301,600	351,900				
62	220,200	280,700	329,300	370,800	388,100	415,500				103	302,000	352,300				
63	221,200	281,700	330,200	371,500	388,800	416,200				104	302,400	352,700				
64	222,200	282,700	331,200	372,200	389,500	416,900				105	302,600	353,200				
65	223,000	283,700	332,100	372,700	390,000	417,400				106	303,000	353,600				
66	224,000	284,600	332,900	373,400	390,700	418,000				107	303,400	354,000				
67	225,000	285,500	333,700	374,100	391,400	418,700				108	303,800	354,400				
68	226,100	286,400	334,500	374,800	392,100	419,400				109	304,000	354,900				
69	226,900	287,400	335,400	375,300	392,600	419,900				110	304,400	355,300				
70	227,700	288,200	336,100	376,000	393,300	420,600				111	304,800	355,700				
71	228,500	289,000	336,800	376,700	394,000	421,300				112	305,200	356,100				
72	229,300	289,800	337,500	377,400	394,700	422,000				113	305,400	356,600				
73	230,100	290,600	338,000	377,900	395,200	422,500				114	305,800					
74	230,800	291,100	338,600	378,600	395,900	423,200				115	306,200					
75	231,500	291,600	339,200	379,300	396,600	423,900				116	306,600					
76	232,200	292,100	339,800	380,000	397,300	424,600										

117	306,800									
118	307,100									
119	307,400									
120	307,700									
121	308,100									
122	308,400									
123	308,700									
124	309,000									
125	309,400									
昇任用 職員	186,500	214,200	258,600	278,900	294,500	320,600	363,600	398,000	450,400	532,800

備考 この表は、企業職給料表(二)の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第2条の3及び第13条に規定する職員を除く。

別表第2 (第2条関係)
企業職給料表(二)

職員の 区分	職務の級 号給	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
		円	円	円	円	円
1	121,600	141,900	195,600	222,900	261,900	
2	122,500	143,100	196,500	224,800	264,000	
3	123,500	144,300	197,300	226,700	266,000	
4	124,400	145,500	198,700	228,500	268,100	
5	125,400	146,700	200,100	230,200	270,200	
6	126,400	148,200	201,600	232,100	272,300	
7	127,400	149,700	203,100	234,000	274,400	
8	128,400	151,200	204,600	235,800	276,500	
9	129,200	152,600	206,100	237,500	278,600	
10	130,200	154,100	207,700	239,400	280,700	
11	131,200	155,600	209,300	241,200	282,800	
12	132,300	157,100	210,900	243,100	284,900	
13	133,100	158,600	212,300	244,900	287,000	
14	134,100	160,400	214,000	246,800	289,100	
15	135,100	162,200	215,700	248,600	291,200	
16	136,100	164,000	217,800	250,400	293,300	
17	137,200	165,800	219,800	252,200	295,400	
18	138,400	167,500	222,000	254,200	297,500	
19	139,600	169,200	223,900	256,200	299,600	
20	140,800	170,900	225,800	258,200	301,700	
21	141,900	172,500	227,700	260,100	303,800	
22	143,100	173,900	229,300	262,000	305,900	
23	144,300	175,300	231,100	263,900	308,000	
24	145,500	176,700	232,800	265,700	310,100	
25	146,700	178,500	234,600	267,700	312,100	
26	148,200	180,000	236,100	269,600	314,200	
27	149,700	181,500	237,600	271,500	316,300	
28	151,200	183,000	239,100	273,400	318,400	
29	152,600	184,500	240,600	275,300	320,400	
30	154,100	185,700	242,100	277,200	322,500	
31	155,600	187,000	243,600	279,100	324,600	
32	157,100	188,300	245,100	281,000	326,700	
33	158,600	190,200	246,700	282,700	328,600	
34	160,400	191,700	248,000	284,600	330,600	
35	162,200	193,200	250,000	286,500	332,700	

36	164,000	194,400	252,000	288,400	334,800
37	165,800	195,600	254,000	290,100	336,700
38	167,500	196,500	255,900	291,900	338,700
39	169,200	197,300	258,000	293,700	340,700
40	170,900	198,700	260,000	295,500	342,700
41	172,500	200,100	262,000	297,400	344,600
42	173,900	201,600	264,000	299,100	346,500
43	175,300	203,100	265,900	300,800	348,400
44	176,700	204,600	267,900	302,500	350,300
45	178,500	206,100	269,800	304,200	352,200
46	180,000	207,700	271,700	305,900	353,800
47	181,500	209,300	273,500	307,600	355,400
48	183,000	210,900	275,300	309,300	357,000
49	184,500	212,300	277,100	310,800	358,700
50	185,700	214,000	278,900	312,400	359,900
51	187,000	215,700	280,700	314,000	361,100
52	188,300	217,400	282,500	315,600	362,300
53	189,700	218,900	284,200	317,300	363,300
54	190,800	220,100	285,900	318,900	364,400
55	192,000	221,300	287,600	320,500	365,400
56	193,200	222,500	289,200	322,100	366,500
57	194,400	223,800	290,800	323,600	367,400
58	195,600	225,400	292,400	324,800	368,100
59	196,700	227,000	294,000	326,000	368,800
60	197,800	228,600	295,500	327,200	369,500
61	198,800	230,300	297,000	328,300	370,100
62	200,000	231,800	298,500	329,300	370,800
63	201,200	233,300	299,900	330,200	371,500
64	202,400	234,800	301,300	331,200	372,200
65	203,600	236,200	302,700	332,100	372,700
66	204,900	237,600	304,100	332,900	373,400
67	206,200	239,000	305,500	333,700	374,100
68	207,500	240,400	306,900	334,500	374,800
69	208,800	241,700	308,200	335,400	375,300
70	210,100	243,100	309,500	336,100	376,000
71	211,400	244,500	310,600	336,800	376,700
72	212,700	245,900	311,700	337,500	377,400
73	213,600	247,300	312,800	338,000	377,900
74	215,000	248,700	313,800	338,600	378,600
75	216,300	250,100	314,900	339,200	379,300
76	217,700	251,500	316,000	339,800	380,000
77	218,800	252,700	317,100	340,200	380,500
78		254,000	318,200	340,700	381,100
79		255,300	319,000	341,200	381,700
80		256,600	319,800	341,700	382,300
81		258,300	320,600	342,200	383,000
82		260,000	321,300	342,700	383,600
83		261,700	321,900	343,200	384,200
84		263,400	322,500	343,700	384,800
85		265,000	323,000	344,200	385,500
86		266,700	323,500	344,700	386,100
87		268,400	324,000	345,200	386,700
88		270,200	324,500	345,700	387,300
89		272,000	325,000	346,100	388,000
90		273,800	325,500	346,600	388,600
91		275,600	325,800	347,100	389,200
92		277,400	326,100	347,600	389,800
93		279,200	326,400	347,900	390,500
94		281,100	326,700	348,400	
95		283,000	327,000	348,900	
96		284,900	327,300	349,400	
97		286,200	327,600	349,700	
98		287,800	327,900	350,200	
99		289,300		350,700	
100		290,800		351,200	
101		292,300		351,500	
102		293,600		351,900	
103		294,900		352,300	
104		296,200		352,700	
105		297,500		353,200	
106		298,500		353,600	
107		299,400		354,000	

再任用職員以外の職員

再任用職員	117	192,400	203,800	214,200	258,600	278,900
	108	300,300			354,400	
	109	301,200			354,900	
	110	301,900			355,300	
	111	302,600			355,700	
	112	303,300			356,100	
	113	304,000			356,600	
	114	304,700				
	115	305,400				
	116	306,100				

（埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正）

第二条 埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程（平成十八年埼玉県公営企業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

附則第八項中「受けていた給料月額」の下に「（平成二十一年十一月一日において職員（減額改定対象外職員（附則別表第四の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員でその号給が附則別表第四の号給欄に掲げる号給であるものをいう。）を除く。）である者にあつては、当該給料月額に百分の九十九・七七を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）」を加える。

附則に次の一表を加える。

附則別表第4 減額改定対象外職員の号給表（附則第8項関係）

給料表	職務の級	号給
企業職給料表（一）	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
企業職給料表（二）	1級	1号給から72号給まで
	2級	1号給から37号給まで
	3級	1号給及び18号給から21号給まで
	4級	1号給から8号給まで
第2条の3の給料表	-	1号給

第三条 埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程（平成十九年埼玉県公営企業管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「当分の間」を「平成二十二年三月三十一日までの間においては」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規程は、平成二十一年十一月一日から施行する。

（施行日前の異動者の号給の調整）

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

3 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、第一条の規定による改正前の埼玉県企業職員給与規程の規定に従つ

て定められたものでなければならぬ。

4 前二項に定めるもののほか、この規程の施行に關し必要な事項は、別に定める。

埼玉県病院事業管理規程第十一号

埼玉県病院局職員給与規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年十月二十七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局職員給与規程等の一部を改正する規程

(埼玉県病院局職員給与規程の一部改正)

第一条 埼玉県病院局職員給与規程(平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号)

の一部を次のように改正する。

第二条の二の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	376,000
2	425,000
3	478,000
4	544,000
5	621,000
6	726,000
7	850,000

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一(第二条関係)

病 院 企 業 職 給 料 表

職員の 区分	病 院 企 業 職 給 料 表 (一)										
	職務の 号 給	1 級 給料月額 円	2 級 給料月額 円	3 級 給料月額 円	4 級 給料月額 円	5 級 給料月額 円	6 級 給料月額 円	7 級 給料月額 円	8 級 給料月額 円	9 級 給料月額 円	10 級 給料月額 円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700	467,500	532,800
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	416,200	470,600	536,000
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,700	473,700	539,200
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	421,200	476,800	542,400
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,600	423,500	479,800	545,600
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	379,200	425,900	482,900	548,100
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,800	428,300	486,000	550,600
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	384,400	430,700	489,100	553,100
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	387,000	433,000	492,100	555,600
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,700	435,300	495,200	557,900
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	392,400	437,600	498,300	559,300
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	395,100	439,800	501,400	561,200
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,700	442,000	504,400	563,000
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	400,000	444,000	506,800	564,500
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	402,400	446,000	509,200	566,000
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,800	448,000	511,600	567,500
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,700	407,100	450,000	514,100	569,000
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,700	409,200	451,800	515,600	570,200
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,700	411,300	453,600	517,100	571,400
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,700	413,400	455,400	518,600	572,600
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,800	415,500	457,200	519,800	573,800
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,700	417,500	458,700	521,300	575,000
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,700	419,500	460,200	522,800	576,200
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,700	421,500	461,700	524,300	577,400
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,700	371,800	423,600	463,200	525,600	578,600
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,700	373,800	425,200	464,600	526,800	579,800
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,700	375,800	426,800	466,000	528,000	580,000
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,700	377,800	428,400	467,400	529,200	581,200
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,600	379,800	430,100	468,600	530,400	582,400
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,500	381,700	431,400	469,400	531,300	583,000
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,400	383,600	432,700	470,200	532,200	583,600
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,300	385,500	434,000	471,000	533,100	584,200
	33	185,800	242,100	282,700	328,800	357,200	387,300	435,300	471,800	534,000	584,800
	34	187,300	243,600	284,600	330,900	359,000	389,000	436,600	472,600	534,900	585,400
	35	188,800	245,100	286,500	332,700	360,800	390,700	437,900	473,400	535,800	586,000

117	306,800									
118	307,100									
119	307,400									
120	307,700									
121	308,100									
122	308,400									
123	308,700									
124	309,000									
125	309,400									
主任用職員	186,500	214,200	258,600	278,900	294,500	320,600	363,600	398,000	450,400	532,800

この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第2条の2、第2条の3及び第23条に規定する職員を除く。

ロ 病院企業職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号給	給料月額				
		1級 円	2級 円	3級 円	4級 円	5級 円
	1	121,600	141,900	195,600	222,900	261,900
	2	122,500	143,100	196,500	224,800	264,000
	3	123,500	144,300	197,300	226,700	266,000
	4	124,400	145,500	198,700	228,500	268,100
	5	125,400	146,700	200,100	230,200	270,200
	6	126,400	148,200	201,600	232,100	272,300
	7	127,400	149,700	203,100	234,000	274,400
	8	128,400	151,200	204,600	235,800	276,500
	9	129,200	152,600	206,100	237,500	278,600
	10	130,200	154,100	207,700	239,400	280,700
	11	131,200	155,600	209,300	241,200	282,800
	12	132,300	157,100	210,900	243,100	284,900
	13	133,100	158,600	212,300	244,900	287,000
	14	134,100	160,400	214,000	246,800	289,100
	15	135,100	162,200	215,700	248,600	291,200
	16	136,100	164,000	217,800	250,400	293,300
	17	137,200	165,800	219,800	252,200	295,400
	18	138,400	167,500	222,000	254,200	297,500
	19	139,600	169,200	223,900	256,200	299,600
	20	140,800	170,900	225,800	258,200	301,700
	21	141,900	172,500	227,700	260,100	303,800
	22	143,100	173,900	229,300	262,000	305,900
	23	144,300	175,300	231,100	263,900	308,000
	24	145,500	176,700	232,800	265,700	310,100
	25	146,700	178,500	234,600	267,700	312,100
	26	148,200	180,000	236,100	269,600	314,200
	27	149,700	181,500	237,600	271,500	316,300
	28	151,200	183,000	239,100	273,400	318,400
	29	152,600	184,500	240,600	275,300	320,400
	30	154,100	185,700	242,100	277,200	322,500
	31	155,600	187,000	243,600	279,100	324,600
	32	157,100	188,300	245,100	281,000	326,700
	33	158,600	190,200	246,700	282,700	328,800
	34	160,400	191,700	248,000	284,600	330,900
	35	162,200	193,200	250,000	286,500	332,700

再任用職員	108	300,300	214,200	258,600	278,900
	109	301,200		354,900	
	110	301,900		355,300	
	111	302,600		355,700	
	112	303,300		356,100	
	113	304,000		356,600	
	114	304,700			
	115	305,400			
	116	306,100			
	117	306,800			
備考		192,400	203,800		

この表は、技能職員に適用する。

別表第二(第二条関係) 病院研究職給料表

職員の区分	職務の級 号給	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
	1	135,700	185,100	274,800	332,000	392,300
	2	136,800	187,500	277,600	334,200	395,200
	3	138,000	189,900	280,400	336,400	398,100
	4	139,100	192,300	283,200	338,600	400,900
	5	140,200	194,800	285,800	340,600	403,600
	6	141,500	197,100	288,600	342,700	406,500
	7	142,800	199,400	291,400	344,800	409,400
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	412,300
	9	145,200	203,800	296,800	349,000	415,000
	10	146,900	206,100	299,600	351,100	417,800
	11	148,500	208,400	302,400	353,200	420,600
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	423,400
	13	151,600	212,900	307,800	357,400	426,300
	14	153,500	215,300	310,600	359,300	429,100
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	431,900
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	434,700
	17	159,200	222,400	318,800	365,200	437,600
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	440,300
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	443,100
	20	165,600	231,100	325,700	371,200	445,900
	21	167,800	233,800	328,100	373,100	448,800
	22	170,200	236,600	330,200	375,100	451,500
	23	172,500	239,400	332,200	377,100	454,200
	24	174,800	242,200	334,300	379,100	456,900
	25	176,900	245,100	336,500	381,000	459,700
	26	179,000	247,800	338,400	383,000	462,300
	27	181,100	250,500	340,300	385,000	464,900
	28	183,200	253,200	342,200	387,000	467,500
	29	185,200	256,000	344,200	388,900	470,100
	30	187,000	258,400	345,900	390,900	472,700
	31	188,800	260,800	347,600	392,900	475,300
	32	190,600	263,200	349,300	394,900	477,900
	33	192,400	265,200	350,800	396,700	480,200
	34	194,300	267,700	352,300	398,500	482,700
	35	196,200	270,100	353,800	400,200	485,200

	36	198,100	272,500	355,300	402,000	487,700		259,800	319,400	393,500	449,400	540,600
	37	199,800	274,700	356,700	403,700	490,300		261,200	320,500	394,300	450,100	541,600
	38	201,700	276,600	358,100	405,300	492,800		262,600	321,600	395,000	451,000	
	39	203,600	278,500	359,500	406,900	495,300		264,000	322,700	395,700	451,900	
	40	205,500	280,400	360,900	408,500	497,800		265,400	323,800	396,400	452,800	
	41	207,500	282,100	362,100	410,100	500,400		266,500	324,900	397,200	453,500	
	42	209,400	283,400	363,400	411,700	502,700		267,800	325,900	397,900		
	43	211,300	284,700	364,700	413,300	505,000		269,100	326,900	398,600		
	44	213,200	286,000	365,900	414,900	507,300		270,400	327,900	399,300		
	45	215,100	287,000	367,200	416,500	509,400		271,800	329,000	400,000		
	46	217,100	288,300	368,500	418,100	511,000		273,100	329,800	400,700		
	47	219,100	289,600	369,800	419,700	512,600		274,400	330,500	401,400		
	48	221,100	290,900	371,100	421,300	514,200		275,700	331,300	402,100		
	49	222,900	292,300	372,200	422,700	515,900		276,900	332,200	402,700		
	50	224,900	293,600	373,500	424,200	517,400		278,200	332,800	403,400		
	51	226,900	294,900	374,800	425,700	518,800		279,500	333,400	404,100		
	52	228,900	296,200	376,100	427,200	520,300		280,800	334,000	404,800		
	53	230,700	297,400	377,200	428,700	521,600		281,900	334,400	405,400		
	54	232,700	298,700	378,300	430,100	522,800		283,100	335,000			
	55	234,700	300,000	379,400	431,500	524,000		284,300	335,600			
	56	236,700	301,300	380,500	432,900	525,200		285,500	336,200			
	57	238,400	302,400	381,400	434,100	526,400		286,600	336,600			
	58	239,900	303,600	382,300	435,500	527,400		287,600	337,100			
	59	241,300	304,800	383,200	436,900	528,400		288,600	337,600			
	60	242,800	306,000	384,100	438,300	529,400		289,600	338,100			
再任用職員以外の職員	61	244,100	307,100	384,800	439,400	530,500		290,400	338,700			
	62	245,500	308,200	385,700	440,400	531,400		291,300	339,200			
	63	246,900	309,300	386,600	441,400	532,300		292,200	339,700			
	64	248,300	310,400	387,500	442,400	533,200		293,100	340,200			
	65	249,800	311,600	388,200	443,300	534,200		294,000	340,800			
	66	251,200	312,700	389,000	444,200	535,100		294,700	341,300			
	67	252,600	313,800	389,800	445,100	536,000		295,400	341,800			
	68	254,000	314,900	390,600	446,000	536,900		296,100	342,300			
	69	255,300	316,100	391,400	446,700	537,900		296,900	342,900			
	70	256,800	317,200	392,100	447,600	538,800		297,400	343,400			
	71	258,300	318,300	392,800	448,500	539,700		297,900	343,900			

別表第三(第二条関係) 病院医療職給料表

職員の区分	病院区	職務の級	給料月額(円)			
			1級	2級	3級	4級
1		1	237,700	323,400	390,600	467,100
2		2	240,200	326,500	393,500	469,400
3		3	242,700	329,600	396,400	471,700
4		4	245,200	332,700	399,300	474,000
5		5	247,600	335,600	402,000	476,300
6		6	251,400	338,900	404,800	478,500
7		7	255,200	342,200	407,600	480,700
8		8	259,000	345,500	410,400	482,900
9		9	262,600	348,600	413,000	485,200
10		10	266,600	351,800	415,700	487,300
11		11	270,600	355,000	418,400	489,400
12		12	274,600	358,200	421,100	491,500
13		13	278,500	361,300	423,600	493,600
14		14	282,500	365,000	426,100	495,700
15		15	286,500	368,700	428,600	497,800
16		16	290,500	372,400	431,100	499,900
17		17	294,300	376,000	433,400	502,000
18		18	297,900	378,800	435,800	504,000
19		19	301,500	381,600	438,200	506,000
20		20	305,100	384,400	440,600	508,000
21		21	308,800	387,300	442,900	509,800
22		22	312,600	389,900	445,300	511,700
23		23	316,300	392,500	447,700	513,600
24		24	320,000	395,100	450,100	515,500
25		25	323,600	397,500	452,400	517,200
26		26	326,500	399,800	454,700	519,000
27		27	329,300	402,100	457,000	520,800
28		28	332,100	404,400	459,300	522,600
29		29	335,000	406,800	461,500	524,500
30		30	337,400	408,900	463,800	526,300
31		31	339,800	411,000	466,100	528,100
32		32	342,200	413,100	468,400	529,900
33		33	344,600	415,300	470,500	531,700
34		34	347,100	417,300	472,600	533,500
35		35	349,600	419,300	474,700	535,300

備考 この表は、循環器・呼吸器病センター又はがんセンターに勤務し、専門的科
学知識と創意等をもって試験研究又は調査研究の業務に従事する職員に適用
する。ただし、病院医療職給料表(一)の適用を受ける職員を除く。

再任用職員	108	298,400	344,400				
	109	298,900	345,000				
	110	299,300	345,500				
	111	299,700	346,000				
	112	300,100	346,500				
	113	300,500	347,100				
	114	300,900	347,600				
	115	301,300	348,100				
	116	301,700	348,600				
	117	302,100	349,200				
	118	302,500	349,700				
	119	302,900	350,200				
	120	303,300	350,700				
	121	303,600	351,300				
		216,500	262,200	288,300	332,000	392,300	

36	352,100	421,300	476,800	537,100
37	354,500	423,400	478,900	538,800
38	356,900	425,400	480,700	540,400
39	359,300	427,400	482,500	542,000
40	361,700	429,400	484,300	543,600
41	364,000	431,500	486,000	545,200
42	365,500	433,300	487,800	546,600
43	367,000	435,100	489,600	548,000
44	368,500	436,900	491,400	549,400
45	370,100	438,800	493,000	550,600
46	371,600	440,600	494,800	551,600
47	373,100	442,400	496,600	552,600
48	374,600	444,200	498,400	553,600
49	375,900	446,100	500,000	554,700
50	376,900	447,900	501,300	555,600
51	377,900	449,700	502,600	556,500
52	378,900	451,500	503,900	557,400
53	380,000	453,400	505,200	558,300
54	380,900	454,600	506,500	559,200
55	381,800	455,800	507,800	560,100
56	382,700	457,000	509,100	561,000
57	383,700	458,200	510,300	561,900
58	384,600	459,200	511,200	562,800
59	385,500	460,200	512,100	563,700
60	386,400	461,200	513,000	564,600
61	387,300	462,100	513,900	565,500
62	387,800	462,800	514,800	566,400
63	388,300	463,500	515,700	567,300
64	388,800	464,200	516,600	568,200
65	389,100	464,900	517,500	569,100
66		465,600	518,400	
67		466,300	519,300	
68		467,000	520,200	
69		467,500	521,100	
70		468,200	522,000	
71		468,900	522,900	

再任用職員以外の職員

72	469,600	523,800
73	470,100	524,600
74	470,800	525,500
75	471,500	526,400
76	472,200	527,300
77	472,700	528,100
78	473,300	529,000
79	473,900	529,900
80	474,500	530,800
81	475,100	531,600
82	475,700	532,500
83	476,300	533,400
84	476,900	534,300
85	477,400	535,100
86	478,000	536,000
87	478,600	536,900
88	479,200	537,800
89	479,700	538,600
90	480,300	
91	480,900	
92	481,500	
93	482,000	
94	482,600	
95	483,200	
96	483,800	
97	484,300	

再任用職員
備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師で、医療業務等に従事するものに適用する。

口 病院医療職給料表(二)

職員の 区分	職務の級 号 給	給料月額							
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,900	445,600
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	378,600	448,200
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	381,300	450,800
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	384,000	453,400
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	386,600	455,000
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	389,300	458,600
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	392,000	461,200
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,700	463,800
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	397,300	466,500
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	399,700	469,100
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	402,200	471,700
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	404,700	474,300
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,600	407,000	476,900
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,700	409,200	478,400
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,800	411,400	479,800
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,900	413,600	481,300
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,900	415,700	482,900
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	365,000	417,800	484,400
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	367,000	419,900	485,900
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	369,100	422,000	487,400
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	371,000	423,900	489,000
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	373,100	425,500	490,500
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	375,200	427,100	492,000
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	377,300	428,700	493,500
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	379,200	430,300	495,100
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	381,100	431,600	496,600
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	383,000	432,900	498,100
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	384,900	434,200	499,600
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	339,100	386,700	435,600	501,200
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	341,000	388,500	436,900	502,400
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,900	390,300	438,200	503,600
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,800	392,100	439,400	504,800
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,600	393,700	440,800	506,100
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,500	395,000	442,100	507,100
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	350,400	396,300	443,400	508,100
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	352,200	397,600	444,700	509,100
	37	197,500	236,400	273,200	305,300	354,000	398,700	446,100	510,100
	38	198,800	238,000	274,900	307,100	355,900	399,900	447,500	511,100
	39	200,100	239,600	276,600	308,900	357,800	401,100	448,900	512,100
	40	201,400	241,200	278,300	310,700	359,700	402,300	450,300	513,100
	41	202,600	242,700	280,000	312,500	361,600	403,500	451,700	514,100
	42	203,800	244,200	281,700	314,300	363,500	404,700	453,100	515,100
	43	205,000	245,700	283,400	316,100	365,400	405,900	454,500	516,100
	44	206,200	247,200	285,100	317,900	367,300	407,100	455,900	517,100
	45	207,500	248,600	286,800	319,700	369,200	408,300	457,300	518,100
	46	208,600	250,200	288,500	321,500	371,100	409,500	458,700	519,100
	47	209,700	251,800	290,200	323,300	373,000	410,700	460,100	520,100
	48	210,800	253,400	291,900	325,100	374,900	411,900	461,500	521,100
	49	211,900	255,000	293,400	326,900	376,800	413,100	462,900	522,100
	50	212,900	256,400	295,000	328,700	378,700	414,300	464,300	523,100
	51	213,900	257,800	296,600	330,500	380,600	415,500	465,700	524,100
	52	214,900	259,200	298,200	332,300	382,500	416,700	467,100	525,100
	53	215,700	260,500	299,600	334,100	384,400	417,900	468,500	526,100
	54	216,700	261,900	301,100	335,900	386,300	419,100	470,000	527,100
	55	217,600	263,300	302,600	337,700	388,200	420,300	471,400	528,100
	56	218,600	264,700	304,100	339,500	390,100	421,500	472,800	529,100
	57	219,500	265,800	305,700	341,300	391,900	422,700	474,200	530,100
	58	220,400	267,100	307,100	343,100	393,800	423,900	475,600	531,100
	59	221,300	268,400	308,500	344,900	395,600	425,100	477,000	532,100
	60	222,200	269,700	309,900	346,700	397,500	426,300	478,400	533,100
	61	223,200	270,800	311,200	348,500	399,300	427,500	479,800	534,100
	62	224,200	272,100	312,500	350,300	401,100	428,700	481,200	535,100
	63	225,200	273,400	313,800	352,100	402,900	429,900	482,600	536,100
	64	226,300	274,700	315,100	353,900	404,700	431,100	484,000	537,100
	65	227,000	275,900	316,500	355,700	406,500	432,300	485,400	538,100
	66	227,900	277,000	317,300	357,500	408,300	433,500	486,800	539,100
	67	228,800	278,100	318,100	359,300	410,100	434,700	488,200	540,100
	68	229,700	279,200	318,900	361,100	411,900	435,900	489,600	541,100
	69	230,400	280,300	319,800	362,900	413,700	437,100	491,000	542,100
	70	231,100	281,400	320,600	364,700	415,500	438,300	492,400	543,100
	71	231,800	282,500	321,400	366,500	417,300	439,500	493,800	544,100

再任用
職員以
外の職
員

72	232,500	283,600	322,200	345,300	388,100
73	233,300	284,700	323,000	345,800	388,800
74	234,100	285,500	323,600	346,400	389,400
75	234,900	286,300	324,200	347,000	390,000
76	235,700	287,100	324,800	347,600	390,600
77	236,300	287,900	325,500	348,100	391,300
78	236,900	288,500	326,000	348,600	391,900
79	237,500	289,100	326,500	349,100	392,500
80	238,100	289,700	327,000	349,600	393,100
81	238,600	290,400	327,600	350,000	393,800
82	239,000	290,900	328,100	350,400	394,400
83	239,400	291,400	328,600	350,800	395,000
84	239,800	291,900	329,100	351,200	395,600
85	240,300	292,300	329,700	351,700	396,300
86		292,600	330,100	352,100	
87		292,900	330,400	352,500	
88		293,200	330,800	352,900	
89		293,600	331,300	353,400	
90		293,900	331,700	353,800	
91		294,200	332,100	354,200	
92		294,500	332,500	354,600	
93		294,900	333,000	355,100	
94		295,200	333,400	355,500	
95		295,500	333,800	355,900	
96		295,800	334,200	356,300	
97		296,200	334,400	356,800	
98		296,500	334,800	357,200	
99		296,800	335,200	357,600	
100		297,100	335,600	358,000	
101		297,500	335,800	358,500	
102		297,800	336,200	358,900	
103		298,100	336,600	359,300	
104		298,400	337,000	359,700	
105		298,700	337,200	360,200	
106			337,600		
107			338,000		

108	338,400
109	338,600
110	339,000
111	339,400
112	339,800
113	340,000

- 備考 この表は、病院に勤務する職員で、次に掲げるものに適用する。
- 一 調剤又は服薬指導等に従事する薬剤師
 - 二 栄養管理又は栄養指導に従事する栄養士
 - 三 診療放射線技師
 - 四 臨床検査技師及び衛生検査技師
 - 五 臨床工学技士
 - 六 理学療法士その他の理学療法技術職員及び作業療法士その他の作業療法技術職員
 - 七 臨床訓練士その他の臨床技術職員
 - 八 言語聴覚士

八 病院医療給付表(三)

療養の区分	療養の種別	療養の月額						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	158,900	180,500	223,808	254,706	285,366	327,103	379,103	
2	154,700	182,600	221,108	255,306	287,366	334,910	381,603	
3	159,200	184,700	229,908	257,306	288,366	339,510	388,503	
4	157,900	186,800	224,708	259,506	291,366	339,710	387,203	
5	159,900	189,900	229,308	259,606	299,466	340,910	389,603	
6	160,500	191,300	227,908	251,006	299,366	343,100	392,203	
7	162,900	193,800	229,308	252,306	297,266	345,910	394,603	
8	161,500	195,900	240,908	259,706	299,166	347,510	397,303	
9	164,900	199,300	243,208	255,106	301,166	348,510	399,603	
10	165,500	199,700	243,608	256,406	302,366	351,610	402,003	
11	169,100	201,100	245,008	259,006	304,366	352,710	404,403	
12	169,700	202,500	245,408	259,506	306,366	355,910	406,803	
13	171,300	203,900	247,708	271,306	308,366	359,010	409,203	
14	179,200	206,400	249,008	279,306	310,466	361,100	411,403	
15	175,200	206,900	251,308	274,406	312,066	362,200	413,603	
16	177,200	208,400	251,808	275,006	314,066	364,300	415,803	
17	179,400	209,800	252,808	277,306	315,366	367,400	417,903	
18	181,500	211,300	254,008	279,106	317,366	369,500	420,103	
19	183,600	212,800	255,308	279,506	319,366	371,500	422,303	
20	185,700	214,300	255,808	282,106	321,366	372,700	424,503	
21	187,800	215,700	257,808	283,706	322,766	374,910	426,503	
22	190,900	217,400	259,208	285,306	324,366	377,100	428,703	
23	192,200	218,100	261,808	289,306	326,366	379,300	430,903	
24	194,400	220,800	262,008	289,506	327,566	381,500	432,203	
25	195,500	222,300	269,508	289,806	329,266	383,500	434,403	
26	197,900	224,000	269,108	281,706	330,766	385,500	436,703	
27	199,100	225,700	269,608	283,506	332,366	387,500	437,403	
28	209,400	227,400	269,208	289,306	333,366	389,500	439,603	
29	201,600	229,200	269,808	289,606	335,366	391,500	440,503	
30	202,900	230,700	271,408	289,606	337,366	393,500	442,503	
31	204,200	232,200	273,008	289,806	339,366	395,500	444,503	
32	205,500	233,700	274,808	289,806	341,366	397,500	446,503	
33	209,800	235,200	279,208	289,806	343,366	399,500	448,503	
34	209,100	236,800	277,708	286,106	343,766	400,710	449,603	
35	206,400	238,000	273,208	286,706	345,366	402,500	450,203	
36	210,700	239,400	290,708	289,306	346,366	404,910	451,603	
37	212,100	240,700	292,808	289,306	348,366	406,210	453,803	

38	213,500	242,000	293,808	293,806	349,366	408,210	454,803
39	214,900	243,300	295,308	295,306	351,366	410,210	456,303
40	216,300	244,600	296,808	296,806	353,366	412,210	457,803
41	217,500	245,600	298,408	298,406	355,366	414,210	459,303
42	218,900	246,900	299,008	299,006	357,366	416,210	460,803
43	220,300	248,100	291,608	291,606	359,366	418,210	462,303
44	221,700	249,400	293,208	293,206	361,366	420,210	463,803
45	223,100	250,600	294,608	294,606	363,366	422,210	465,303
46	224,600	252,000	296,108	296,106	365,366	424,210	466,803
47	226,100	253,400	297,608	297,606	367,366	426,210	468,303
48	227,600	254,800	299,108	299,106	369,366	428,210	469,803
49	228,900	256,200	300,508	300,506	371,366	430,210	471,303
50	230,300	257,700	301,908	301,906	373,366	432,210	472,803
51	231,700	259,100	303,308	303,306	375,366	434,210	474,303
52	233,100	260,500	304,708	304,706	377,366	436,210	475,803
53	234,400	262,000	306,208	306,206	379,366	438,210	477,303
54	235,700	263,600	307,608	307,606	381,366	440,210	478,803
55	237,000	265,200	309,008	309,006	383,366	442,210	480,303
56	238,300	266,700	310,408	310,406	385,366	444,210	481,803
57	239,500	268,300	311,808	311,806	387,366	446,210	483,303
58	240,800	269,900	313,208	313,206	389,366	448,210	484,803
59	242,000	271,500	314,608	314,606	391,366	450,210	486,303
60	243,300	273,100	316,008	316,006	393,366	452,210	487,803
61	244,500	274,700	317,208	317,206	395,366	454,210	489,303
62	245,800	276,200	318,508	318,506	397,366	456,210	490,803
63	247,100	277,700	319,808	319,806	399,366	458,210	492,303
64	248,400	279,200	321,108	321,106	401,366	460,210	493,803
65	249,600	280,800	322,408	322,406	403,366	462,210	495,303
66	250,900	282,300	323,708	323,706	405,366	464,210	496,803
67	252,300	283,800	325,008	325,006	407,366	466,210	498,303
68	253,700	285,300	326,308	326,306	409,366	468,210	499,803
69	254,800	286,600	327,408	327,406	411,366	470,210	501,303
70	256,100	288,100	328,608	328,606	413,366	472,210	502,803
71	257,400	289,600	329,808	329,806	415,366	474,210	504,303
72	258,700	291,100	330,908	330,906	417,366	476,210	505,803
73	260,100	292,400	332,208	332,206	419,366	478,210	507,303
74	261,400	293,800	333,408	333,406	421,366	480,210	508,803
75	262,700	295,200	334,608	334,606	423,366	482,210	510,303
76	264,000	296,600	335,808	335,806	425,366	484,210	511,803
77	265,100	298,100	337,008	337,006	427,366	486,210	513,303
78	266,300	299,400	338,208	338,206	429,366	488,210	514,803

再任用 職員以 外の職 員	79	267,600	300,700	339,400	364,300	394,700	
	80	268,900	302,000	340,600	365,100	395,300	
	81	270,000	303,100	341,700	365,800	395,800	
	82	271,100	304,400	342,800	366,400	396,400	
	83	272,200	305,700	343,900	367,000	397,000	
	84	273,300	307,000	345,000	367,600	397,600	
	85	274,200	308,100	346,100	368,300	398,100	
	86	275,300	309,300	347,100	368,900	398,700	
	87	276,400	310,500	348,100	369,500	399,300	
	88	277,500	311,700	349,100	370,100	399,900	
	89	278,600	313,000	350,200	370,600	400,400	
	90	279,600	314,200	351,000	371,200	401,000	
	91	280,600	315,400	351,800	371,800	401,600	
	92	281,600	316,600	352,600	372,400	402,200	
	93	282,600	317,800	353,400	372,900	402,700	
	94	283,600	318,600	354,100	373,400		
	95	284,600	319,400	354,800	373,900		
	96	285,600	320,200	355,500	374,400		
	97	286,700	320,900	356,000	375,000		
	98	287,600	321,600	356,500	375,500		
	99	288,500	322,300	357,000	376,000		
	100	289,400	323,000	357,500	376,500		
	101	290,200	323,500	358,100	377,100		
	102	291,000	324,100	358,600	377,600		
	103	291,800	324,700	359,100	378,100		
	104	292,600	325,300	359,600	378,600		
	105	293,300	325,700	360,200	379,200		
	106	293,800	326,200	360,700	379,700		
	107	294,300	326,700	361,200	380,200		
	108	294,800	327,200	361,700	380,700		
	109	295,300	327,700	362,200	381,300		
	110	295,700	328,100	362,700	381,800		
	111	296,100	328,500	363,200	382,300		
	112	296,500	328,900	363,700	382,800		
	113	296,900	329,300	364,200	383,400		
	114	297,300	329,700	364,700			
	115	297,700	330,100	365,200			
	116	298,100	330,400	365,600			
	117	298,400	330,700	366,000			
	118	298,800	331,100	366,500			
	119	299,200	331,500	367,000			
	120	299,600	331,900	367,500			
	121	299,900	332,100	367,900			
	122	300,300	332,500	368,400			
	123	300,700	332,900	368,900			
	124	301,100	333,300	369,400			
	125	301,300	333,600	369,800			
	126	301,700	334,000				
	127	302,100	334,400				
	128	302,500	334,800				
	129	302,700	335,100				
	130	303,100	335,500				
	131	303,500	335,900				
	132	303,900	336,300				
	133	304,100	336,600				
	134	304,500	337,000				
	135	304,900	337,400				
	136	305,300	337,800				
	137	305,500	338,100				
	138	305,900	338,500				
	139	306,300	338,900				
	140	306,700	339,300				
	141	306,900	339,600				
	142	307,300	340,000				
	143	307,700	340,400				
	144	308,100	340,800				
	145	308,300	341,100				
	146	308,700	341,500				
	147	309,100	341,900				
	148	309,500	342,300				
	149	309,700	342,600				
	150	310,000	343,000				
	151	310,300	343,400				
	152	310,600	343,800				
	153	311,000	344,100				
	154	311,300					
	155	311,600					
	156	311,900					
	157	312,300					
	158	312,600					

再任用職員	159	312,900							
	160	313,200							
	161	313,600							
	162	313,900							
	163	314,200							
	164	314,500							
	165	314,900							
	166	315,200							
	167	315,500							
	168	315,800							
	169	316,200							
備考		234,100	258,900	266,300	276,800	294,000	332,100	378,200	

この表は、病院に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師、その他の職員で、保健指導又は看護等に従事するものに適用する。

(埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正)

第二条 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程(平成十八年埼玉県病院事業管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「受けていた給料月額」の下に「(平成二十一年十一月一日において職員(減額改定対象外職員(附則別表第四の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員)でその号給が附則別表第四の号給欄に掲げる号給であるものをいう)を除く。)である者にあつては、当該給料月額に百分の九十九・七七を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。」を加える。

附則に次の一表を加える。

附則別表第4 減額改定対象外職員の号給表(附則第八項関係)

給料表	職務の級	号給
病院企業職給料表(一)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
病院企業職給料表(二)	1級	1号給から72号給まで
	2級	1号給から37号給まで
	3級	1号給及び18号給から21号給まで
病院研究職給料表	1級	1号給から8号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から56号給まで
病院医療職給料表(二)	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで
病院医療職給料表(三)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで
第2条の2の給料表	—	1号給

第三条 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程(平成十九年埼玉県病院事業管理規程第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「当分の間」を「平成二十二年三月三十一日までの間においては」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成二十一年十一月一日から施行する。

(施行日前の異動者の号給の調整)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 3 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、第一条の規定による改正前の埼玉眞病院局職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならぬ。
- 4 前二項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

告 示

埼玉県告示第十四百十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年十月二十七日

埼玉県長 中 田 繁 臣

- 1 調達内容
 - (1) 購入等件名及び数量
集束イオンビーム加工観察装置 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入期限
平成22年3月19日(金)
 - (4) 納入場所
埼玉県産業技術総合センター
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課物品調達担当 小林 隆太 電話048-830-5780(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
上記(1)の交付場所において交付する。

- (3) 入札・開札の場所及び日時
埼玉県庁本庁舎3階総務部会議室 平成21年12月9日(水)午後1時30分

- (4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限
埼玉県総務部入札執行課物品調達担当 平成21年12月8日(火)午後5時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成21年11月20日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者が入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成21年11月20日(金)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付

すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(12) この入札の執行は、一般公開する。

なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased : A set of Scanning electron microscope with focused ion beam system

(2) Deadline for submission :

By registered mail : must be received by 5 : 00 p.m., December 8, 2009

In person : 1 : 30 p.m., December 9, 2009

(3) Contact point for the notice :

Bidding Enforcement Division, General Affairs Department

Saitama Prefectural Government.

Takasago 3-15-1, Urawaku, Saitama-Shi, Saitama-Ken 330-9301

Tel.048-830-5780

埼玉県知事兼十四回十四号

MEIOに於ける政府調達に関する協定の適用を受ける調達のについて、次のとおり
一 競争入札に付する。

平成二十一年十月二十七日

埼玉県長 田 中 啓 一

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

ネットワーケアライザ 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成22年3月23日(火)

(4) 納入場所

埼玉県産業技術総合センター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「商品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課物品調達担当 小林 隆太 電話048-830-5780(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁本庁舎3階総務部会議室 平成21年12月9日(水)午後3時30分

(4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

埼玉県総務部入札執行課物品調達担当 平成21年12月8日(火)午後5時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成21年11月20日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無
無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成21年11月20日(金)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならぬ契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(12) この入札の執行は、一般公開する。

なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased : A set of Network Analyzer

(2) Deadline for submission :

By registered mail : must be received by 5 : 00 p.m., December 8, 2009

In person : 3 : 30 p.m., December 9, 2009

(3) Contact point for the notice :

Bidding Enforcement Division, General Affairs Department

Saitama Prefectural Government.

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-Shi, Saitama-Ken 330-9301

Tel.048-830-5780



埼玉県告示第十四百四十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける懸案について、そのおのり一般競争入札に付す。

平成二十一年十月二十七日

埼玉県長 田 豊 臣

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

旋盤 11台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成22年 3月31日(水)

(4) 納入場所

埼玉県立熊谷高等技術専門校

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年 3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年 4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課物品調達担当 小林 隆太 電話048-830-5780 (直通)
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
上記(1)の交付場所において交付する。
 - (3) 入札・開札の場所及び日時
埼玉県庁本庁舎3階総務部会議室 平成21年12月10日(木) 午後1時30分
 - (4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限
埼玉県総務部入札執行課物品調達担当 平成21年12月9日(水) 午後5時
- 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成21年11月20日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

- (5) 契約書作成の要否

- (6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 手続における交渉の有無

- (8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成21年11月20日(金)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

- (9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

- (10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

- (11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

- (12) この入札の執行は、一般公開する。

なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。

5 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased : A set of Engine Lathe

- (2) Deadline for submission :

By registered mail : must be received by 5 : 00 p.m., December 9, 2009

In person : 1 : 30 p.m., December 10, 2009

(3) Contact point for the notice :

Bidding Enforcement Division, General Affairs' Department
Saitama Prefectural Government.
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-Shi, Saitama-Ken 330-9301
Tel.048-830-5780

埼玉県公共職員の給与等に関する法律第14条第1項第1号

MT10に掲げる政府職員の給与に関する協定の適用を受ける職員について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年十月二十七日

埼玉県長 田 畑 匡

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

フライス盤 5台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成22年3月31日(水)

(4) 納入場所

埼玉県立中央高等技術専門学校

埼玉県立川口高等技術専門学校

埼玉県立熊谷高等技術専門学校

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない

者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課物品調達担当 小林 隆太 電話048-830-5780(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁本庁舎3階総務部会議室 平成21年12月10日(木) 午後3時30分

(4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

埼玉県総務部入札執行課物品調達担当 平成21年12月9日(水) 午後5時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成21年11月20日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
ウ 財務規則第97条又は埼玉県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否
- (6) 落札者の決定方法
財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 手続における交渉の有無
無
- (8) 競争入札参加資格の付与
上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成21年11月20日（金）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。
- (9) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
- (10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年埼玉県条例第15号）に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(12) この入札の執行は、一般公開する。

なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased : A set of Vertical Milling Machine

(2) Deadline for submission :
By registered mail : must be received by 5 : 00 p.m., December 9, 2009
In person : 3 : 30 p.m., December 10, 2009

(3) Contact point for the notice :
Bidding Enforcement Division, General Affairs Department
Saitama Prefectural Government.
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-Shi, Saitama-Ken 330-9301
Tel.048-830-5780

~~~~~

埼玉県産業技術総合センター事務局  
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号  
電話048-830-5775

総務・企画室研究企画担当 埼玉県川口市上青木3丁目12番18号

3 随意契約の相手方を決定した日  
平成21年8月20日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
三益半導体工業株式会社 群馬県高崎市保渡田町2174番地1

5 契約金額  
68,124,000円

6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

7 入札の公告を行った日

平成21年6月30日  
 8 随意契約とした理由  
 地方自治法施行令第167条の2第1  
 項第8号に該当

埼玉県告示第千四百十八号

平成十一年埼玉県告示第千三百七十八号(鳥獣保護区の更新について)に係る矢岳鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十一年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

矢岳鳥獣保護区

二 区域

平成元年埼玉県告示第千三百九十九号で告示した区域

三 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定保護区の指定目的

森林鳥獣生息地の保護

埼玉県告示第千四百十九号

平成十一年埼玉県告示第千三百七十七号(鳥獣保護区の更新について)に係る滑川鳥獣保護区の存続期間を次のとおり

更新する。

平成二十一年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

滑川鳥獣保護区

二 区域

昭和六十年埼玉県告示第千六百九十二号で告示した区域

三 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定保護区の指定目的

森林鳥獣生息地の保護

埼玉県告示第千四百二十号

平成十一年埼玉県告示第千三百七十八号(鳥獣保護区の更新について)に係る久喜菖蒲公園鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十一年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

久喜菖蒲公園鳥獣保護区

二 区域

平成元年埼玉県告示第千三百九十八号で告示した区域

三 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

鳥獣保護思想の普及

埼玉県告示第千四百二十一号

平成十一年埼玉県告示第千三百七十六号(鳥獣保護区の更新について)に係るさきたま古墳公園鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十一年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

さきたま古墳公園鳥獣保護区

二 区域

平成十一年埼玉県告示第千三百七十六号で告示した区域

三 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域を利用する、カモ類をはじめとする渡り鳥の生息環境の一層の保全を目的とする。

埼玉県告示第千四百二十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十一年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

老袋特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域

川越市大字上老袋地内において、川越市道三千二百二十三号線と入間川右岸の堤防との交点を起点とし、同地点から同堤防に沿って南東に進み、県道五十一号線との交点に至り、同地点から同県道に沿って南西に進み、川越市道二十三号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、川越市道三千二百二十一号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、川越市道三十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、川越市道三千二百二十三号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、起点に至る線で囲まれた区域(八十五ヘクタール)

三 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

埼玉県告示第四百二十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十一年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

菅間特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域

川越市大字菅間地内において、川越市道三千三十五号線と入間川右岸の堤防との交点を起点とし、同地点から同市道に沿って南に進み、川越市道二十三号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、川越市道二十五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、川越市道二千四百四十二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、一般国道二百五十四号との交点に至り、同地点から同国道に沿って北に進み、入間川右岸の堤防との交点に至り、同地点から同堤防に沿って東に進み、起点に至る線で囲まれた区域(四百六十ヘクタール)

三 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

埼玉県告示第四百二十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十一年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

町屋新田特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域

加須市大字町屋新田地内において、一級河川手子堀川と主要地方道加須・北川辺線との交点を起点とし、同地点から同川に沿って西に進み、加須市道三千二百九十二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、加須市道三千三百四十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、加須市道三千三百四十一号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、加須市道三千三百二二号線との交点に至り、同地点から同市道を北に進み、一級河川中川との交点に至り、同川を横断し、加須市道三千三百二十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、一級河川新柳堀川との交点に至り、同川を横断し、県道羽生・栗橋線との交点に至り、同地点から同県道に沿って東に進

み、加須市道三千七百七十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、加須市道三千五百五十五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、主要地方道加須・北川辺線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、起点に至る線で囲まれた区域(百二十一・四ヘクタール)

三 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

埼玉県告示第四百二十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十一年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

三箇特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域

南埼玉郡菖蒲町大字三箇地内において、主要地方道さいたま・菖蒲線と一級河川星川との交点を起点とし、同地点から同川に沿って南東に進み、菖蒲町道一ノ七百六十二号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北東に

進み、一般国道百二十二号との交点に至り、同地点を直進し、菖蒲町道一ノ四百二十六号線に至り、同地点から同町道に沿って北西に進み、菖蒲町道一ノ四百二十五号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、菖蒲町道一ノ四百二十七号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北西に進み、菖蒲町道一ノ七百八十二号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北に進み、菖蒲町道四号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、菖蒲町道一ノ四百五十八号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、菖蒲町道一ノ四百五十五号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、菖蒲町道二十九号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、県道下早見・菖蒲線との交点に至り、同地点から同県道に沿って南東に進み、菖蒲町道六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南西に進み、菖蒲町道一ノ五百七十三号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、菖蒲町道一ノ五百六十九号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南西に進み、菖蒲町道一ノ五百六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って東



に進み、菖蒲町道四号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って東に進み、南埼玉郡白岡町との境界に至り、同地点から同境界に沿って南西に進み、菖蒲町道一ノ八百六十三号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北西に進み、菖蒲町道一ノ六百三十七号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南西に進み、菖蒲町道一ノ八百六十四号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、菖蒲町道一ノ六百三十三号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南に進み、主要地方道春日部・菖蒲線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北西に進み、菖蒲町道一ノ五百九十九号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南西に進み、菖蒲町道一ノ六百四十六号線との交点に至り、同地点から南西に進み、黒沼笠原用水を横断し、菖蒲町道十二号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北西に進み、菖蒲町道一ノ五百九十八号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南西に進み、菖蒲町道一ノ三百九十一号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南西に進み、菖蒲町道一ノ八百四十七号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南西に進み、菖蒲町道一ノ八百

四十四号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、菖蒲町道一ノ八百六十七号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南西に進み、菖蒲町道二十号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南西に進み、菖蒲町道一ノ六百九十号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南西に進み、菖蒲町道一ノ六百八十二号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南西に進み、菖蒲町道一ノ七百二十号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北西に進み、菖蒲町道七号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北西に進み、主要地方道さいたま・菖蒲線との交点に至り、同地点から同町道に沿って東に進み、起点に至る線で囲まれた区域(二百七十一・九ヘクタール)

三 存続期間  
平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器

埼玉県告示第千四百二十六号  
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三

十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十一年十月二十七日

埼玉県知事 上田 清司

一 名称

東部特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域

春日部市牛島地内において、一般国道十六号と一級河川中川との交点を起点とし、同地点から同川に沿って南に進み、春日部市と北葛飾郡松伏町との境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って南に進み、春日部市と北葛飾郡松伏町と越谷市との境界に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、一級河川中川との交点に至り、同地点から同川に沿って南に進み、越谷市と北葛飾郡松伏町と吉川市との境界に至り、同地点から越谷市と吉川市との境界に沿って南に進み、越谷市と草加市と吉川市との境界に至り、同地点から同町道に沿って北西に進み、さいたま市と蓮田市の境界に至り、同地点からさいたま市岩槻区と蓮田市との境界に沿って北に進み、一級河川綾瀬川との交点に至り、同地点から同川に沿って北に進み、さいたま市と蓮田市との境界に至り、同地点からさいたま市岩槻区と蓮田市との境界に沿って北に進み、さいたま市道二千二百二十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、さいたま市道二千二百二十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、さいたま市道二千二百七十三号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、さいたま市道二千二百七十二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、一級河川元荒川との交点に至り、同地点から同川に沿って東に進み、蓮田市との境界に至り、同地点から同境界に沿って北に進み、さいたま市道千三百四十二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に

武蔵野線との交点を経て越谷市と川口市とさいたま市との境界に至り、同地点からさいたま市と川口市との境界に沿って北西に進み、さいたま市岩槻区と同市緑区との境界に至り、同地点から同境界に沿って北西に進み、一般国道百二十二号線との交点及び東北自動車道との交点を経て、さいたま市岩槻区と同市見沼区との境界に至り、同地点から同境界に沿って北西に進み、一般国道十六号線との交点及び東武鉄道野田線との交点を経て、一級河川綾瀬川との交点に至り、同地点から同川に沿って北に進み、さいたま市と蓮田市との境界に至り、同地点からさいたま市岩槻区と蓮田市との境界に沿って北に進み、一級河川綾瀬川との交点を経て、東北自動車道との交点に至り、同地点から同自動車道に沿って南東に進み、さいたま市道二千二百二十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、さいたま市道二千二百七十三号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、さいたま市道二千二百七十二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、一級河川元荒川との交点に至り、同地点から同川に沿って東に進み、蓮田市との境界に至り、同地点から同境界に沿って北に進み、さいたま市道千三百四十二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に



進み、さいたま市道千百三十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、さいたま市道千十一号線、同市道千十号線を経てさいたま市と南埼玉郡白岡町との境界に至り、同地点を同境界に沿って東に進み、主要地方道岩槻幸手線に至り、同地点から同県道に沿って北東に進み、白岡町道第百四号との交点に至り、同地点から同町道に沿って東に進み、白岡町道第百十三号との交点に至り、同地点から同町道に沿って北西に進み、白岡町道第九千四百四十二号との交点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、南埼玉郡宮代町と南埼玉郡白岡町との境界に至り、同地点から同境界に沿って北西に進み、宮代町道三百七十七号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、宮代町道四百十二号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南に進み、宮代町道四百九号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、宮代町道五十三号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、宮代町道千三百五十一号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北に進み、同地点から同川に沿って南東に進み、宮代町道十五号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北に進み、一級河川姫宮落川との交点に至り、同地点から

同川に沿って南東に進み、東武鉄道伊勢崎線との交点に至り、同地点から同鉄道に沿って北に進み、宮代町道百四十二号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って東に進み、中須用水に至り、同地点から同用水に沿ってさらに東に進み、宮代町道百七十号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、宮代町道百四十八号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、一級河川大落古利根川との交点に至り、同地点から同川に沿って南に進み、春日部市道七―五号線に接し、同地点から同市道に沿って東に進み、春日部市道七―十七号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、春日部市道七―十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、春日部市道七―十四号線との交点に至り、同地点から同市道七―十四号線、七―二百五十二号線、七―二百二号線を南東に進み、旧倉松落用水との交点に至り、同地点から同用水に沿って南西に進み、一般国道十六号バイパスとの交点に至り、同地点から同国道に沿って東に進み、起点に至る線で囲まれた区域及び春日部市大字不動院野字嘉右エ門西二千五百五番地内において春日部市と北葛飾郡杉戸町との交点を起点とし、同地点から南西に進み、春日部市大字不動院野字次郎右エ門二千七百三十九番地に

至り、同地点から北西に進み、県道惣新田春日部線との交点を経て春日部市と北葛飾郡杉戸町との境界をさらに北西に進み、一般国道四号との交点に至り、同地点から同国道に沿って北に進み、杉戸町道一―百九十四号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って東に進み、一般県道惣新田春日部線との交点に至り、同地点から杉戸町道千八百一十一号線に沿って南に進み、起点に至る線で囲まれた区域(一万四千七百八十三ヘクタール)

三 存続期間  
平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器

同市道を西に進み、秩父市道大滝百九十九号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、秩父市道大滝二百六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、秩父市道大滝幹線十三号線との交点に至り、同地点から同市道を北西に進み、塩沢もみじ橋に至り、同橋を渡り、県道中津川三峰口停車場線に至り、同地点から同県道を西に進み、埼玉県森林計画荒川森林計画区(落合・滝ノ沢十九林班と二十林班との林班界との交点)に至り、同地点から同林班界に沿って北に進み、国有林と東京農工大学演習林との境界を経由して秩父市と秩父郡小鹿野町との行政界との交点に至り、同地点から同行政界を尾根沿いに東に進み、埼玉県森林計画荒川森林計画区(落合・滝ノ沢三十四林班と三十五林班との林班界との交点)に至り、同地点から同林班界に沿って南に進み、同三十三林班と三十六林班との林班界との交点に至り、同地点から同林班界に沿って南に進み、一般国道百四十号との交点に至り、同地点から同国道を東に進み、基点に至る線で囲まれた区域(九百六十・五ヘクタール)

三 存続期間  
平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器

埼玉県告示第千四百二十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十一年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

滝沢ダム特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域

秩父市大滝鶴平地内において、一般国道百四十号と秩父市道大滝幹線十九号線との交点を起点とし、同地点から

埼玉県告示第四百二十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十一年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

埼玉カントリー特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域

昭和五十四年埼玉県告示第千五百二十七号で告示した区域

三 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

埼玉県告示第四百二十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十一年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

小川特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域

昭和六十一年埼玉県告示第千五百六十三号で告示した区域

三 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

埼玉県告示第四百三十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十一年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

皆野町特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域

平成元年埼玉県告示第千四百三号で告示した区域

三 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

埼玉県告示第四百三十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり

特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十一年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

板東大橋特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域

昭和五十四年埼玉県告示第千五百七十七号で告示した区域

三 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

埼玉県告示第四百三十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十一年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

寄居特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域

平成二十年埼玉県告示第千四百二十三号で告示した区域

三 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

埼玉県告示第四百三十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十一年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

西ノ入特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域

平成十一年埼玉県告示第千三百八十二号で告示した区域

三 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

埼玉県告示第四百三十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十一年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

花園特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域

平成十九年埼玉県告示第千五百七十五号で告示した区域

三 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十一年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

妻沼福川特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域

平成十四年埼玉県告示第千九百六十一号で告示した区域

三 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

埼玉県告示第千四百三十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

埼玉県告示第千四百三十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンドラッグ三芳店

入間郡三芳町大字藤久保二百六十三―三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時から午後九時

(変更後) 午前九時三十分から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三十分から午後九時三十分

(変更後) 午前九時から午後十時

ハ 変更年月日

平成二十一年十月二十三日

二 届出年月日

平成二十一年十月一日

二 縦覧期間

平成二十一年十月二十七日から平成二十二年三月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課  
埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年十月二十七日から平成二十二年三月一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千四百三十七号

測量計画機関の長である入間市長木下博から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

入間市

二 作業種類

公共測量(二級基準点測量・三級水

準測量観測)

三 作業地域

入間市大字野田地内

四 作業期間

平成二十一年十月二十日から平成二十二年三月二十六日まで

埼玉県告示第千四百三十八号

測量計画機関の長である和光市長松本武洋から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に

において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

- 一 測量計画機関
- 和光市

- 二 作業種類

公共測量(空中写真撮影)

- 三 作業地域

和光市内全域

- 四 作業期間

平成二十一年十二月一日から平成二十二年三月二十三日まで

埼玉県告示第四百三十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十一年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

- 一 許可番号

第二〇〇八一―一八一―二号

- 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

東松山市大字新郷五七六一―

- 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一〇〇〇・〇立方メートル

浸透効果量 〇・〇一三立方メートル

毎秒

埼玉県告示第四百四十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十一年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

- 一 許可番号

第二〇〇八一―五五―一号

- 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県入間郡三芳町大字北永井字宮前

前四三―一 外七筆

- 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 六八二・八立方メートル

浸透効果量 〇・〇二立方メートル

毎秒

埼玉県告示第四百四十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十一年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

- 一 許可番号

第二〇〇九一六―〇号

- 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域
- 入間郡三芳町大字上富一六九九外一
- 二筆
- 三 雨水流出抑制施設の容量
- 容量 二四七・五立方メートル
- 浸透効果量 〇・〇二立方メートル
- 毎秒

埼玉県告示第四百四十二号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条の規定による処分に係る公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十一年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

- 一 聴聞の日時及び被聴聞者

|                        |                          |              |
|------------------------|--------------------------|--------------|
| 聴聞の日時                  | 被聴聞者の商号又は氏名              | 主たる事務所の所在地   |
| 平成二十一年十一月四日<br>午後三時三十分 | 株式会社 白石建設<br>代表取締役 白石 和男 | 川口市芝新町一五番一八号 |

- 二 聴聞の場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

衛生会館 三〇四会議室

埼玉県告示第四百四十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量

警察ネットワーク用グループウェア

カーブの貸借 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- 3 落札者を選定した日
- 平成21年9月1日
- 4 落札者の氏名及び住所
- 日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額
- 279,216,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続

埼玉県警察本部総務部財務局会計課

調度担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

砂3丁目15番1号

落札者を選定した日

平成21年9月1日

落札者の氏名及び住所

日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

代田区丸の内3丁目4番1号

落札金額

279,216,000円

契約の相手方を決定した手続



一般競争入札  
 7 入札の公告を行った日  
 平成21年7月10日

埼玉県警本部総務部財務局会計課

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。  
 平成二十一年十月二十七日

- 1 購入等件名及び数量  
 職員情報総合管理システム用サーバ等の貸貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 埼玉県警察本部総務部財務局会計課  
 調度担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
 平成21年9月11日
- 4 落札者の氏名及び住所

日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号  
 5 落札金額  
 325,962,000円

6 契約の相手方を決定した日  
 一般競争入札  
 7 入札の公告を行った日  
 平成21年7月31日

埼玉県警本部総務部財務局会計課

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。  
 平成二十一年十月二十七日

- 1 購入等件名及び数量  
 警察ネットワーク接続用端末装置等の貸貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課  
 調度担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号  
 3 落札者を決定した日  
 平成21年9月18日

埼玉県警本部総務部財務局会計課

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。  
 平成二十一年十月二十七日

- 1 購入等件名及び数量  
 三菱電機クレストップ株式会社 東京都品川区西五反田1丁目3番8号
- 2 契約の相手方を決定した日  
 平成21年8月4日
- 3 落札金額  
 204,800,400円
- 4 落札者の氏名及び住所  
 三菱電機クレストップ株式会社 東京都品川区西五反田1丁目3番8号
- 5 落札金額  
 204,800,400円
- 6 契約の相手方を決定した日  
 平成21年8月11日
- 7 入札の公告を行った日  
 平成21年8月11日

購入等件名及び数量  
 ヘリコプターテレビジョンシステムの貸借 一式

埼玉県警本部総務部財務局会計課

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。  
 平成二十一年十月二十七日

- 1 購入等件名及び数量  
 三菱電機クレストップ株式会社 東京都品川区西五反田1丁目3番8号
- 2 契約の相手方を決定した日  
 平成21年9月25日
- 3 落札者の氏名及び住所  
 三菱電機クレストップ株式会社 東京都品川区西五反田1丁目3番8号
- 4 落札者の氏名及び住所  
 三菱電機クレストップ株式会社 東京都品川区西五反田1丁目3番8号
- 5 落札金額  
 204,800,400円
- 6 契約の相手方を決定した日  
 平成21年9月25日
- 7 入札の公告を行った日  
 平成21年9月25日

埼玉県農林総合研究センター所長告示第十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十条第七項の規定により、特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。  
 平成21年9月分

平成二十一年十月二十七日

埼玉県農林総合研究センター所長 金本伸郎

| 特殊肥料の<br>指 定 名 | 生産（輸入又は販売）<br>届 出 業 者    | 届 出 名       | 検 査 の 結 果 |           |           |                |                |            |      | 備 考   |           |            |
|----------------|--------------------------|-------------|-----------|-----------|-----------|----------------|----------------|------------|------|-------|-----------|------------|
|                |                          |             | TN<br>(%) | TP<br>(%) | TK<br>(%) | TCu<br>(mg/kg) | TZn<br>(mg/kg) | TCa<br>(%) | C/N  |       | 水分<br>(%) | その他<br>の検査 |
| たい肥            | 吉澤光春                     | 活力          | 3.95      | 6.40      | 2.95      | 293            | 954            | 5.49       | 5.9  | 22.14 |           |            |
|                | 坂本和彦                     | 有機のもと       | 1.62      | 2.99      | 2.28      | 144            | 387            | 3.31       | 15.6 | 22.27 |           |            |
|                | 特定非営利活動法人小川町風土活用センター     | 小川のかえ       | 0.22      | 0.02      | 0.09      | 0              | 2              | 0.02       | 0.7  | 99.21 |           |            |
|                | 深谷市                      | セーラテアー川本めぐみ | 2.32      | 4.50      | 2.96      | 110            | 866            | 7.84       | 8.5  | 28.75 |           |            |
| 株式会社アテイ        | 株式会社ゴウブククリン<br>リサイクルセンター | アテイパーク      | 0.53      | 0.17      | 0.16      | 16             | 46             | 0.98       | 32.3 | 51.86 |           |            |
|                |                          | 人間千種1号      | 0.49      | 0.19      | 0.26      | 40             | 93             | 1.11       | 36.1 | 40.92 |           |            |
|                |                          | 人間千種2号      | 0.27      | 0.05      | 0.18      | 10             | 33             | 0.48       | 98.3 | 39.37 |           |            |

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCu—銅全量、TZn—亜鉛全量、TCa—石灰全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量

2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

**埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第百二十八号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十月二十七日

埼玉県熊谷建築安全センター所長

新藤 巧

一 許可番号

平成二十一年十月六日

指令熊建セ第二〇〇〇五六一号

二 検査済証番号

平成二十一年十月六日

熊建セ第百三十四号

三

開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北埼玉郡騎西町大字戸室字八番一―三三番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県鴻巣市箕田一三二〇―一クラ

マエハイツB棟（二〇一―号室）

大塚 義久

~~~~~

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十月二十七日

の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十月二十七日

埼玉県熊谷建築安全センター所長

新藤 巧

一 許可番号

平成二十一年十月二十日

指令熊建セ第二一〇〇〇六一号

二 検査済証番号

平成二十一年十月二十一日

熊建セ第百三十七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北埼玉郡騎西町大字牛重字中前三六六番一、三六七番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北埼玉郡騎西町大字鴻荃六番地五 川畑 末治

~~~~~

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十月二十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂 卷 一 男

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

一 許可番号

平成二十一年四月二十一日

指令越建セ第二〇〇二〇五〇号

二 検査済証番号

平成二十一年十月十九日

第二六二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字上内字間之道五

三三一二、五三五一六、五三七一四、

五三八一六、五三八一七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡鷺宮町大字上内一九九一番

地 須田 勝

須田 勝

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十月二十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十一年十月六日

指令越建セ第二一〇〇六九一号

二 検査済証番号

検査済証番号

平成二十一年十月十九日

第二六三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字堤根字前島四三

三九一二、四三四〇一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町大字堤根四三五七番

地 田口 新一郎

田口 新一郎

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十月二十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十一年九月一日

指令越建セ第二一〇〇七七〇号

二 検査済証番号

平成二十一年十月二十日

第二六四一一号

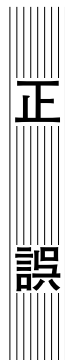
三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字才羽六八五一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町大字才羽六八五番地

柳樂 秀和



埼玉県病院事業管理規程第九号(平成二十一年五月十五日第二千八十一号)中

訂正

ページ 段 行

一 下 十六及び十九

誤 第二十一条第一項第二号

正 第二十一条第一項第三号

第二十一条第一項第三号

|      |                                                                              |
|------|------------------------------------------------------------------------------|
| 発行日  | 毎週<br>火曜日・金曜日                                                                |
| 購読料金 | 一年四万三千四百円<br>(郵便料金を含む)                                                       |
| 発行者  | 埼玉県<br>さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号<br>〇四八―八二四―二二二一(代表)                               |
| 印刷所  | 埼玉印刷センター<br>http://www.pref.saitama.lg.jp/A01<br>/BA00/kenpouhome/fr_top.htm |
| 印刷   | 関東図書株式会社<br>さいたま市南区別所三―一―一〇<br>〇四八―八六―二二九〇(代表)                               |